

香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱

令和5年5月1日

告示第96号

改正 令和6年2月27日告示第25号

改正 令和6年7月19日告示第141号

改正 令和7年2月12日告示第18号

(趣旨及び目的)

第1条 この告示は、「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援し、市長が定めるテーマに市民の自由な発想と視点を生かし、市の活性・市民の連携を広げることを目的とし、創意溢れる「香美市のまちづくり」に役立つ事業に、香美市提案型市民主役事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 5人以上で構成されていること。
- (2) 構成員の半数以上が、市内に住所又は勤務先、通学先を有すること。
- (3) 事務所等活動の拠点が市内（事業主体は市外でも可）にあること。
- (4) 代表者が明らかであり、規約や会則等を備え、予算及び決算等の会計処理が行われていること。
- (5) 香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (6) 香美市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含めないこと。

2 前項に規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 宗教的活動や政治的活動を主たる目的として設置された団体
- (2) 公序良俗に反すると認められる団体
- (3) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 市内で実施される事業であること。

(2) 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確な事業であること。

(3) 当該年度末までに完了する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。

(1) 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業

(2) 売名を目的とする事業

(3) 補助金交付決定の前に着手した事業

(4) この補助金以外の補助等を受けている事業

(5) 効果が特定の個人、グループ又は地域のみには帰属する事業

(6) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、事業の実施に直接必要と認められる経費とする。ただし、市長が補助対象経費として適当でないと認める経費については、交付の対象としない。

（補助限度額及び補助率等）

第5条 補助金の限度額及び補助率等は、別途募集要領で定める。また、入場料及び売上金、協賛金等の収入がある場合についても募集要領で定める。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象事業を実施する補助対象者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、香美市提案型市民主役事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 規約、会則又はこれらに類する書類

(3) 構成員名簿

(4) 補助金交付申請に係る事業の企画書

(5) 同意書

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の審査等）

第7条 市長は、前条の規定により提出された事業の審査及び選考を行うため、香美市提案型市民主役事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 企画財政課長

- (3) 香北支所長
 - (4) 物部支所長
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 3 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 4 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、委員の互選とする。
 - 5 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 審査委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
 - 8 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 9 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - 10 審査委員会は、別途定める募集要領に基づき、審査を行う。
 - 11 審査にあたっては、必要に応じプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - 12 委員長は、審査の結果を速やかに市長に報告するものとする。
 - 13 審査委員会の庶務は、定住推進課において処理する。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により審査会から報告を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、香美市提案型市民主役事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は香美市提案型市民主役事業補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により、事業実施者に通知する。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、条件を付して補助金交付の決定を行うことができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付目的を達成するため、事業実施者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければ

ばならないこと。

(4) 前号の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助事業の変更）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた事業実施者は、第6条に規定する申請書の内容のうちで次に掲げる重要な変更又は中止しようとする場合は、香美市提案型市民主役事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施場所の変更
- (2) 補助金の増額
- (3) 補助対象経費について20%を超える減額
- (4) 事業内容の重要な部分に関する変更

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査した上で、承認又は不承認を決定し、香美市提案型市民主役事業補助金変更承認等決定通知書（様式第4号）により、事業実施者に通知する。

（補助事業の実績報告）

第11条 事業実施者は、補助事業が完了した場合は、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに香美市提案型市民主役事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3号に規定する領収書については、実績報告書の提出時点で提出が困難な場合は、第12条第1号により、市からの補助金の支払後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 自己評価書
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる写真（事業前、実施中、実施後等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認の上、交付すべき補助金の額

を確定し、香美市提案型市民主役事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により事業実施者に通知する。

（補助金の支払）

第 13 条 事業実施者は、前条の通知を受けた場合において、補助金の請求をしようとするときは、香美市提案型市民主役事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合は、補助金の交付決定額の 9 割以内の額を概算払いすることができる。この場合において、事業実施者は、香美市提案型市民主役事業補助金概算払交付請求書（様式第 8 号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条により交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

（事業報告）

第 14 条 市長は、事業実施年度の翌年度から概ね 5 年の間、必要に応じて事業実施者に対して事業成果等について報告を求めることができる。

（補助金の取消し等）

第 15 条 市長は、事業実施者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助目的以外に使用したとき。
- (2) 事業が年度内に完了しないとき、又は事業の施行方法が不適當と認められるとき。
- (3) 補助金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (4) この告示に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (5) 事業実施者が法令に違反する行為を行ったとき。

（補則）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。